

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○ 減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか	○	急いで取り組む		中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>新型コロナウイルス、炭疽菌、SFTSウイルス、デング熱ウイルス等市民の生命や健康に影響を与える恐れのあるバイオテロや新興再興感染症に関する情報を収集し、迅速に検査体制を整備している。また、25、26年度に市内で流行した風疹や麻疹、毎年大規模食中毒や施設における感染症を起こすノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等の遺伝子解析を実施することによって、原因を究明し感染の拡大を防いでいる。約3年に渡り流行した新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に5類に移行されたことに伴い、サーベイランスが全数把握から定点把握になったことで、感染症等の検査業務もコロナ禍前の通常状態に戻りました。しかしながら、本市では、改正感染症法に従い、次の新たな感染症の流行に備えるために作成した、和歌山市感染症予防計画に基づき、健康危機事象発生時には迅速かつ正確な原因究明検査が実施できるよう平時から検査体制の維持・充実を図る必要がある。</p>
見直し・改善内容	<p>HIV検査は保健所の依頼により昭和62年より実施していたが、治療薬が開発され抗体検査が民間でも検査可能になってきたため、平成26年度から、世界エイズデー等のイベント時を除き、検査を民間委託とした。これにより、新型コロナウイルス、MERSウイルスやデング熱ウイルスなどさらに緊急性のある感染症の検査体制を充実させることができている。今後も、実施している検査の内容を見直し、新たに必要とされる検査を実施できるよう検査の優先順位を考えていく。</p>